

教第49号議案

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
について

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則を次のように制定する。

令和2年12月21日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 長谷川 達也

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月教委規則第20号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第9条 条例第6条第1項第4号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者 <u>は</u> 、次の各号に掲げる者とする。 (1)～(4) [略]	第9条 条例第6条第1項第4号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者 <u>とは</u> 、次の各号に掲げる者とする。 (1)～(4) [略]
2 条例第6条第2項第2号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者 <u>は</u> 、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定めるところにより授業	2 条例第6条第2項第2号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者 <u>とは</u> 、次の各号に掲げる者とし、当該各号に定めるところにより

料を減額する。	授業料を減額する。
3 [略]	3 [略]
4 条例第6条第3項に規定する特に必要があると認める者は、 <u>次の各号に掲げる者とする。</u>	4 条例第6条第3項に規定する特に必要があると認める者は、 <u>災害により被害を受けた者で、特に減免の必要があると認める者とする。</u>
(1) <u>災害により被害を受けた者で、特に減免の必要があると認める者</u>	
(2) <u>前号のほか、経済的事情その他特別の理由により教育上特に減免の必要があると認める者</u>	

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行し、改正後の第9条第4項の規定は、令和2年度の入学者から適用する。

理 由

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的影響を受けた学生が多数いることから、高等専門学校に在学する大学生相当の者（4・5年生、専攻科生）を対象に入学金の減免制度を拡充するため。

## 神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則等の一部改正（案）の概要

## 1. 趣旨

神戸市教育委員会では、神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月教育委員会規則第20号。以下「規則」という。）により、授業料等の徴収その他の事項について定め、そのうち、神戸市立工業高等専門学校（以下「高専」という。）の授業料等の減免については、神戸市立工業高等専門学校の授業料軽減助成に関する要綱（平成26年6月教育長決定。以下「要綱」という。）で定めています。

この度、国の「高等教育の修学支援新制度」の創設等を受けて、減免申請時の要件のうち所得の算定方法を国に準じた形に変更します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済的影響を受けた学生が多数いることから、高専に在学する大学生相当の者（4・5年生、専攻科生）を対象に授業料及び入学金の減免制度を拡充します。

なお、変更後の減免制度は、来年度以降も継続することを予定しています。

これらのために必要となる、規則及び要綱の改正案について、意見を募集します。

## 2. 内容

(1) 所得の算定方法の変更（規則第9条第1項第1号及び第2項第1号、要綱第4条第2号及び第5条第1号関係）

## ①全額免除

		新	旧
所得基準	算定方法	生計維持者の算定基準額〔当該年度の市区町村民税の課税標準額×6%－（調整控除額+税額調整額）〕が51,300円未満	生計維持者の当該年度の道府県民税所得割額と市民税所得割額の合計額が85,500円未満
	年収目安（世帯）	当該年度の年収が約380万円未満（変更なし）	

## ②半額免除

		新	旧
所得基準	算定方法	生計維持者の算定基準額〔当該年度の市区町村民税の課税標準額×6%－（調整控除額+税額調整額）〕が57,600円未満	生計維持者の当該年度の道府県民税所得割額と市民税所得割額の合計額が95,900円未満
	年収目安（世帯）	当該年度の年収が約395万円未満（変更なし）	

(2) 授業料減免制度の半額免除の拡充 (規則第9条第2項第1号)

対 象 者：高等専門学校に在学する大学生相当の者。

所得基準：生計維持者の算定基準額 [当該年度の市区町村民税の課税標準額×6%－(調整控除額+税額調整額)] が98,700円未満 [年収目安(世帯)が約500万円未満]

成績基準：前年度の履修科目の学業成績が年度の評定平均3.5以上(上位1/2の範囲内)

期 間：1年間(4月1日から3月31日まで)

(3) 専攻科入学金及び編入時入学金減免規定の新設 (規則第9条第4項関係)

対 象 者：高等専門学校に在学する大学生相当の者。再入学は対象外とする。

所得基準：生計維持者の算定基準額 [当該年度の市区町村民税の課税標準額×6%－(調整控除額+税額調整額)] による。

全額免除 算定基準額が51,300円未満 [年収目安(世帯)が約380万円未満]

半額免除 算定基準額が98,700円未満 [年収目安(世帯)が約500万円未満]

成績基準：なし

3. 施行予定日等

施行予定日：令和3年1月1日

適用予定日：2 (1) 令和3年1月1日から

2 (2) 令和2年度分から

2 (3) 令和2年度入学(編入)分から